

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	助産施設における助産の実施、母子生活支援施設における保護の実施 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、助産施設における助産の実施、母子生活支援施設における保護の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	助産施設における助産の実施、母子生活支援施設における保護の実施
②事務の概要	児童福祉法に基づく助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における母子保護の実施に関する事務 【助産施設における助産の実施】 ・経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、入所申込を受け助産施設へ助産を委託するもの。 【母子生活支援施設における母子保護の実施】 ・日常生活にさまざまな問題を抱えている18歳未満の子どもを養育している母子家庭に対して、入所申込を受け母子生活支援施設へ入所を委託するもの。 ①助産施設における助産の実施申込みの受理、審査、決定、委託 ②母子生活支援施設における母子保護の実施申込み受理、審査、決定、委託 ③利用者負担額決定、徴収 なお、管理システムは無く、表計算ソフトを活用した台帳により管理する。
③システムの名称	中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- 1.助産実施台帳ファイル
- 2.母子保護実施台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・別表の10、64の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第9条、第35条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
-----	------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部こども家庭課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3006
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人未満(任意実施)] 令和2年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和2年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
[発生なし]	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットローグシステムを通じた入手を除く)	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを利用した税情報等の情報照会の際には照会先の不整合等が生じないように確認を徹底している。	
9. 監査		

9. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの適正な取扱い等に関する研修等各種研修を受講している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	I－5－②	子ども家庭課長 杉岡 雅史	子ども家庭課長 西村 功	事後	平成28年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	I－7	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400(代)	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
令和1年6月28日	I－5－②	子ども家庭課長 西村 功	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月28日	IV	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年3月31日	I－4－②	(情報照会) 情報照会是不行ない	(情報照会) ・番号法第19条第7号 ・別表第2の16の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条	事前	令和2年4月1日～情報照会開始
令和2年3月31日	II－1	平成27年2月28日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II－2	平成27年2月28日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	IV－6	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事前	令和2年4月1日～情報照会開始
令和4年7月22日	I－4－②	(情報照会) ・番号法第19条第7号	(情報照会) ・番号法第19条第8号	事後	番号法改正のため
令和4年7月22日	I－4－②	(情報提供) ・番号法第19条第7号	(情報提供) ・番号法第19条第8号	事後	番号法改正のため
令和7年3月25日	I－3	・番号法第9条第1項 ・別表第1の9の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第9条	・番号法第9条第1項 ・別表の10、64の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第9条、第35条	事後	
令和7年3月25日	I－4－②	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・別表第2の16の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 (情報提供) ・番号法第19条第8号 ・別表第2の16の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	事後	
令和7年3月25日	I－5－①	福祉保健部子ども家庭課	福祉保健部こども家庭課	事後	課名の修正
令和7年3月25日	I－5－②	子ども家庭課長	こども家庭課長	事後	課名の修正
令和7年3月25日	I－8	福祉保健部子ども家庭課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3005	福祉保健部こども家庭課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3006	事後	課名及び電話番号の修正
令和7年3月25日	IV－8	—	(入念的な検討が完了するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) マイナンバーを利用した税情報等の情報照会の際には照会先の不整合等が生じないように確認を徹底している	事後	様式変更
令和7年3月25日	IV－11	—	(最も優先度が高いと考えられる対策) 従業者に対する教育・啓発 (当該対策は十分か) 十分である (判断の根拠) マイナンバーの適正な取扱い等に関する研修等各種研修を受講している。	事後	様式変更